

子が群衆制御の上が一番よい効果を齎し、誰一人として不満を訴るものもない場所もある。それ故小隊長はよく其の邊の人々の感情を見分けて、彼等を導かねばならぬ。

(ロ) 多くの町に於ては、困難が起りそうな場合、警官の厚意ある協力を得て豫防に努めることが、小隊の働を静かに又有効に進めて行く上に、甚だ有効なことがある。

(ハ) 或場合には、引續き警官の厚意ある援助を得る爲に、告發する事の必要を見出す事もある。(本章第二節第四、五項参照)

六、小隊長は地方官憲から受けた凡ての注意、防害、及び行違等に就いて、逸早く旅團長に報告することを要する。

(イ) 小隊長が官憲から注意の手紙又は通信を受取つた場合は、直ちに、手短に領收の旨を返事し、且其の件につき注意する事を約束すべきである。小隊長は又遲滞なく旅團長に、その通信文書、彼の返事の寫及び詳細の報告を送付すべきである。

(ロ) 召喚状を受け、其他重要な通告を受取つたならば、小隊長は直ちに之を軍國本營に提出し、同時に詳細の通知を旅團長に送らねばならぬ。

(ハ) 小隊長は常に、其地方に於ける野戰其他、小隊の一般の働に關する法規、施行細則等に注意を拂ひ、出来る丈に速に該法規等の全文を得て、之を旅團長に送るべきである。

第四節 救世軍人の起訴

一、各士官はその働を進めて居る國の法規や慣例を出来る丈に守り、それと調和して働く様、嚴く命ぜられて居るのであるが、然も士官が神と同胞の靈魂に對するその職責を盡したるの理由のみを以て、彼を罪に問ふが如き法規に對しては、之に抵抗するが如き企が、これまでも折々爲されたし、今後もなされる事であらう。

幸なことに、今日まで極めて僅かの士官が、個人的にその國の法規に觸れた者として取扱はれたのみであるが、尙斯る起訴を受けた場合ですらも、法廷まで持つて行かれな

かつた程些細なことで済んだのである。

二、若し小隊長又は部下の軍人に對し、政府、警察、其他から起訴せられ、或は又起訴される事が分つたならば、小隊長は嚴密に次の指圖に従つて行動すべきである。

(イ) 彼がその問題に關して、何か信據すべき報知を受取つたならば、直ちに旅團長に通報せねばならぬ。(本章第三節第六項(ロ)参照)

(ロ) 若し法律上の手續が豫想されるならば、小隊長は前以て、善良な、信頼すべき證人——なるべく軍外者——を得て置くべきである。右證人は若し必要ならば、法廷に出でて、有利なる證言を與へ得る様な人でなければならぬ。

(ハ) 若し氣付かずして悪事を行つた場合、即ち當然避けねばならぬ法律の違反を行つた場合は、小隊長は全力を擧げて、その諒解につとめ、犯行を承認すると共に、再び之を繰返すことなき様、努力すべきを誓ひ、歸宅の許可を求むべきである。

(ニ) 小隊長はたとへ繋訴中の事件が、法律上罪なき事を知つて居ても、偏見が強く、

感情が高まつた場合には、平和の爲に、彼の自由と法律上の權利の或物とを放抛して、將來もつと親切な感情が恢復して來て、全部の行動を是認する時が來ることを豫期しつ、官憲と妥協する事が賢い場合がある。然し、

(i) 斯る妥協は決して、旅團長の同意なしにやつてはならぬ。

(ii) 小隊長は自身又は小隊長が、軍令及軍律を放棄しなければならぬ様な行動を爲す事を約束し、又は將來に於ける救世軍の權利又は利益を喪失するが如き約束を爲す權限を與へられない。

(ホ) 問題が妥協を許さない場合は、士官は、主の御精神を以て起訴に堪へて行かねばならぬ。斯くする事に依つて、過去に於て同じ様に苦んだ軍の先輩の模範に倣ふべきである。

(ヘ) 如何なる事情の下にあつても、挑戰的態度を現はし、或はそれを感じさせてはならぬ。かゝる事は士官が果さんとする目的を破壊し、各方面に被害を及ぼすものである。格別にこれは官憲の反感を激成し、彼等がこれまで取つて來た反對の態度を、廢めやう

としても廢ることが出来なくするものである。

(ト) 小隊長はその軍人及び附近の人々をして、事件の眞想を知らしむる爲、あらゆる適當な機會を捕へ、彼が官憲と争つて居るのは、決して彼自身の利益の爲でも、又救世軍の榮譽の爲でもなく、唯救靈の働に従事する彼の責任を果す爲なることを明にすべきである。

(チ) 小隊では屢々特別の祈禱會を營むべきである。毎日一定の時間を定め、其の時間には兵士も軍友も一緒になつて、己が住む町の人々の救の爲に戦つた神の僕を解放し、その權利を擁護し賜はん事を祈るべきである。

(リ) 士官が自分自身の爲に抗辯をする事は、裁判官が特に好意を持つて居る場合の外——そんな場合でも、旅團長がそうする様助言するのでなければ——決して賢いやり方では無い。何故なれば、ひよつとして士官が抗辯に成功したにしても、彼はそれに依つて、個人的に、却つて官憲其他の敵となり、一層彼等の反感を強くするに過ぎないからである。

入牢を
有利に
導く

(ヌ) よし科料を申渡されても、小隊長が特に病身又は虚弱な爲、入牢したならば健康上重大な結果となりそうな場合の外は、決して科料を支拂つてはならぬ。然し此の點に就いては、旅團長の意見を求め、彼の判斷に従ふべきである。

(ル) 士官は、主の御爲ならば、喜んで持物を掠奪せられ、その身を牢獄に繋がるよりも甘んじて之を受け、主の御爲に苦しむ機會を與へられしを感謝すべきである。

三、一般の感情が、斯る事件の進行に對し用心深くなつて居るならば、救世軍人の入牢をして、最もよく軍の利益を増進するため役立つやう、凡ての道理に叶つた努力を盡すべきである。

(イ) 小隊は釋放されて來る人々を迎へる爲、刑務所の門前(刑務所が同じ町にあれば)に迎へ、若しそうでなければ、停車場又は途上に迎ふべきである。彼等は町を行軍し、茶話會を開き、續いて大集會を催すべきである。その際に今度釋放になつたばかりの人に獄中の經驗を語らしめ、尙も引續いて奮戦すべき元氣ある意志を發表せしめるがよい。

(ロ) 公開の歡迎會は(上述せる如く)若し正しい精神でやるならば、官憲としても再び起訴することは困難——よし不可能ではないにしても——である。まして此の歡迎會によつて、辯護の費用が得られ、靈魂が救はれ、神の御國が擴張せらるゝならば、愈々喜ばしい。

(ハ) 凡て彼等の入牢に就いては、士官も兵士も事實の真相を語るやうに注意すべきである。彼等は過去に受けた苦痛を棒大に語り、又將來の行動に關して誇大な挑戦を吹聴してはならぬ。却つて冷靜に然も確信を以て、如何なる代價を拂ふとも、その職責を盡すと云ふ彼等の決心を示すべきである。勿論彼等は、信仰と忍耐とを以て、今日まで同じ様な困難を、勝利の内に切り抜けて來た先輩の跡を追ふものであることを銘記すべきである。

四、上に述べた處の多くは、士官の場合と同様、兵士が起訴された場合にも適用することが出来る。

(イ) 小隊長は部下の軍人に、次の事を明かにして置くべきである。即ち救世軍は、兵

士達の起訴又は入牢の結果として受くる損害に對し賠償を承諾し、又はそれ等の責任を負ふものではない。

(ロ) 若し樂器を吹奏する爲、起訴せらるゝ恐れある場合は、凡ての樂隊員がその職責を果さねばならぬと云ふ事はない。家族を持つたもの、又は健康が入牢の苦痛に堪へられないと思はるゝものは、演奏を中止すべきである。其の代り元氣のよい若い人々は、進んで彼等に代つて戦を續けるやう獎勵せられる。

五、起訴された場合、各小隊は法定費用及辯護其他に關聯した費用を支拂ふべき義務がある。

第十九章 社會事業部其他の救世軍事業

この關係

軍内の
一致

一、士官は救世軍が種々の部門の集つて形作つて居る、一つの纏つた團體であることを心に留めて居らねばならぬ。恰も身體と精神とは別物であるが、然も合して一個の人を形作つて居る如く、小隊と社會事業部とは合して、一つの救世軍を作つて居るのである。

(イ) 小隊及社會事業部の終局の目的は同一である。即ち、

(i) 雙方共に神の榮光を顯はし、基督が十字架に懸り給ひし御目的——此世及先の世に於る人類の救——を完成せんが爲に、聖靈の御助を求め、之に人間の率直と、努力と、愛の力を合せて、計劃し、組織し、又命令して居るのである。

(ii) 雙方共に全人類の祝福と救の爲に爲さるゝ努力である。

(iii) 雙方共に直接に靈魂を救ひ、之をよき救世軍人に造り上げる爲に努力するものである。

(ロ) 然し小隊の仕事と社會事業部の仕事とは實際的には異つて居る。前者は肉體を惠むことも怠らないが、その心の上の變化に依つて、彼等の生活状態を改善せんとするものであり、後者は先づ肉體の必要を満し、又その折々の事情に應じて彼等を助けつゝ、救の力と使命とを、その心に傳へんとするものである。

二、小隊長は小隊に働くものと、社會事業部に働くものとの間に、愛と一致の精神が保たれ、尙一層増進せられるやう、研究すべきである。特に彼は、

(イ) 表向きにも私にも、一方の働が他の働より勝つて居るとか、劣つて居るとか思はせるやうな事を口にしてはならぬ。
(ロ) 彼は斷じて雙方を隔て、怨ましめ、妬ましめ、或は競争せしむるやうなことをしてはならぬ。

愛と統
進の關

(ハ) 小隊に關係した働が、社會事業部の感化を少くし、その働の範圍を狭くし、その財政的収入を制限してその活動を妨げ又は干渉すること無きやう注意すべきである。

(ニ) その全力を擧げて、社會事業部の士官と協力すべきである。例へば、

(i) 小隊長は自らも社會事業部を訪問し、又その小隊の兵團をして時々附近の社會事業部の造營物内で集會を開く手配を爲すがよい。

(ii) 彼は又附近の社會事業部の士官に、彼の小隊に出陣する事を求め、それに依つて献金を集めると云ふ意味よりも——それも適當な手續を踏んでやれば差支へないものであるが——寧ろ兵士達が靈的の恵を受け、靈魂が救はれ、救世軍が社會事業の手段に依つて救はんとして居る氣の毒な人々に對する同情と援助とを増さんが爲である。

三、小隊長は彼の小隊の附近に住居る社會事業部の士官及其他の士官を勵し、その小隊の一般の働の爲に、出来る丈多くの時間を献げしむべきである。

四、小隊長は、救世軍のホーム其他の造營物に於て、最もよく世話の出来る人々、殊に墮落した婦人や釋放人などを紹介し、出来る丈社會事業部の働

場合

を援助すべきである。斯る場合、小隊長は、

(イ) 斯る人々が、正しい生活を希望して居り、軍のホームや造營物の規則を守ること
を喜ぶものであると信すべきである。

(ロ) 前以て關係の社會事業部の當局と打合せ置き、若し出来るならば、紹介する人の
友人の意見を徴し、之を社會事業部當局に回送すべきである。

(ハ) その人の爲に旅費を工面すべきである。若し當人に親しい親戚なり友人なりがあ
るならば、彼の生活費の爲に出来る丈の寄附金を得よ。凡て斯る金錢及び往復文書は
郵便其他の方法に依るべきであつて、決して關係當人に持たしてはならぬ。

(ニ) 出来るならば、當人をホームに連れて行け。

(ホ) 紹介した人が満足に救はれた場合は、本營の社會事業部から、小隊長を通して、
その事實を小隊に報告して貰ふ様手配を盡すべきである。これは人々の同情を喚起し、
附近の救世軍事業に好影響を與ふるものである。

五、小隊長は社會事業部から、彼の小隊に移された兵士、准兵士及回心者

を喜んで歓迎すべきである。

(イ) 男子社會事業部の回心者は、其處で三ヶ月間、准兵士として勤めた上で、軍中の約束を渡し、その事業部付の兵士として入隊せしめる。其處で三ヶ月間兵士として満足に勤め上げたならば、何處かの小隊に轉籍させなくてはならぬ。本營に設けられる社會事業部轉籍會議は此種の事務を取扱ふ。

(ロ) 救世軍婦人ホーム又は育児ホームで兵士として満足に勤め上げた婦人の場合は、彼女を紹介するときに、ホームの付添士官から、正規の轉籍證を小隊長に渡すべきである。

(ハ) 婦人ホームで満足に勤め上げた婦人は、准兵士として小隊に移される。

(ニ) 小隊長はその小隊附近にある貧民窟事業の士官と連絡を取つて働かねばならぬ。其處で出來た回心者を歓迎し、或は訪問し、行く／＼は、彼等を兵士として受納れる希望を以て努力すべきである。

六、小隊長は概して、社會事業部以外の働又は士官とも協力し、調和を

保ち、上述の如き仕方に依り、相互援助の精神を増進する事を心掛けつゝ進むべきである。

第二十章 村落戦争

軍の責任

一、救世軍は大都市に住んで居る人々の救の爲に働くと同様、村落に住んで居る人々の救の爲にも働くべき、大きな責任を持つて居る。

(イ) 今日まで世界の到る處で成功した大小村落での働、即ち盛んな小隊を建設したり、有用な士官を送り出した處から考へても、たとへ其處には村落戦争に伴ふ特殊の困難があるにも拘らず、どうしても此の方面の戦争を、もつと熱心に高調しなければならぬ必要を認るものである。

(ロ) 村落に任命せられた士官は、その任命を神より受けたものと心得ふべきである。或る士官は都市や町の働に適して居るが、他の士官は又人家の散在した村落の働に適して居ることを常に心に留むべきである。誰も決して他を侮蔑してはならぬ。否寧ろ斯る働の機会を與へられた士官は、村落に於ける救世軍の使命を宣傳すべき道を見出し、又

出来る丈その軍人を刺激して、之を爲さしむべきである。

(ハ) 村落で有効に働く爲に、救世軍はその場合々に應じて、各地方に最も適當と思はれる方法を採用するのである。即ち、

(i) 聯立小隊、(本章第二項参照)

(ii) 砲撃隊、(第三項参照)

(iii) 管區小隊、(第四項参照)

二、聯立小隊(軍令及軍律、士官の卷、第一編、第四章第二項第二節(イ)(ロ)参照)

を構成する各分隊は、夫々獨立であつて、各々兵士名簿を有ち、軍旗を有ち、下士官を有し、尙財政も別で、士官手當の爲に、それ／＼金銭を出して居るのであるが、然も斯る分隊を合せて一つの大隊と考へることが出来る。

(イ) 士官は普通の小隊に任命されると同様な仕方、聯立小隊に任命せられる。本營から特別の指示が無い限り、普通の小隊の働に關する軍律を守るべきである。

(ロ) 旅團長は該士官が各分隊で費すべき時間の割合を決定し、又如何なる集會を營む

聯立小隊

べきかを決定する。

(ハ) 聯立小隊を指揮する士官、これに屬する下士官、及び兵士、准兵士は、他の小隊の戦友と全く同じ、権能と利益と、責任とを持つものである。

三、砲撃隊とは野戦用の講壇を有つ大自動車の一隊であつて、該自動車(砲臺)は人口の薄い地方に救世軍人や軍需品を輸送する様造られて居る。

(イ) 各砲撃隊は一人の指揮官に依つて率ひられ、該指揮官は副官と共に、彼等の爲に特に發せられた特別訓示を實行せねばならぬ。彼等は所屬旅團の旅團長に、その仕事に就いて報告することを要す。

(ロ) 砲撃隊付士官は、救世軍の使命を宣べ傳へつゝ、そうでもしなければ、達することの出来ない地方人を救に導くべきである。若し其處で恒久的の働が爲される見込みが立つならば、それに就いて考究し、救世軍の目的に適はしい建物又は空地に就いて、旅團長に報告せねばならぬ。

(ハ) 各砲撃隊は救世軍の定期又は不定期出版物を頒布する。それ等の出版物は、普通

の方法で救世軍出版及供給部から受取る事が出来る。

(ニ) 小隊長は、砲臺の清潔、火災豫防、冒瀆保護の責任に當るべきである。彼は必要な修繕に就いて、旅團長に報告し、若し又砲臺が何かの出来事に逢つた場合は直ちに報告せねばならぬ。

四、周圍の村々に傳道する便宜を多く有つて居る小隊に在任する士官は、旅團長の認可を得て、事情が許す限り度々、又規則立つて、部下の兵士達と共に、村落に救世軍の働を進める爲骨折らねばならぬ。(軍令及軍律、士官の卷、第一

編第四章第二項第二節(ニ)参照)

或る村落では、定期又は臨時に適當な建物が得られ、何時でも野戦を營む事が出来る。多くの小隊では毎日曜日の午後や夜、分遣隊を村落に送ることが出来る。若し樂隊や唱歌隊(或は兩方の隊員が幾人かづゝ)が代り々之に参加すれば愈々よいであらう。(第四章第三節第十一項(ト)参照)

附 録 (一)

士官宅備品目録

目録外
必用品

若し此所に掲げた目録以外の品物が入用な場合は、大凡の價格を付した申請書を旅團長に差出し、その認可を得た上で購入すべきである。

備品目録

品名	品數	價格(約)
帳簿	一	五・〇〇
火鉢及附属品	一	三・〇〇
目覚時計	一	六・〇〇
箆	一	二一・五〇
食堂用		
飯臺	一	三・五〇
茶道具	一	二・〇〇
盆	二	
勝手		
鼠	一	一〇・〇〇
米櫃	一	二・五〇
飯櫃	一	三・〇〇
釜	一	三・五〇
卓子	二	一〇・〇〇
椅子	一	五・〇〇
机	一	三・〇〇
本棚	一	三・〇〇

品名	品數	價格(約)
帳簿	一	五・〇〇
火鉢及附属品	一	三・〇〇
目覚時計	一	六・〇〇
箆	一	二一・五〇
食堂用		
飯臺	一	三・五〇
茶道具	一	二・〇〇
盆	二	
勝手		
鼠	一	一〇・〇〇
米櫃	一	二・五〇
飯櫃	一	三・〇〇
釜	一	三・五〇

庭	芥	下	漬	電	野	洗	茶	炭	箒	洗	其	火
箒									及	濯	他	消
及	駒	物	菜	濯	布			塵				壺
芥	箱	箱	桶	籠	盥	巾	取	取	板			
取												

一	一	一	一	一	一	三	一	二	一	一		
							宛					
一・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	三・〇〇	・五〇	三・五〇	・五〇	・五〇	一・五〇	・五〇		・五〇

飯	洗	洗	雑	水	庖	俎	勝	御	藥	フ	鍋	七
茶	碗	面	巾	バ	ケ		手	飯		ラ	及	附
外	一	器	バ	ケ	ツ	丁	盆	蒸	鑊	ン	匙	輪
式			刷	毛	其	他	(大)					録

五人前	一	二	一	一	二	一	一	一	二	一	二	二
											宛	
三・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・五〇	・五〇	一・〇〇	一・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

張 附 録
合 計 板

一
二・〇〇
一二五・〇〇
六〇二

附 録 (二)

士官手当

一、本書第十一章第五節第五項に載する處の軍律に依つて、小隊士官に支拂ふべき手當は次の如くである。

少尉	既婚士官	未婚士官
中尉及見習大尉	二十三圓	十二圓
大尉	二十六圓	十四圓
大尉	二十七圓	十五圓
大尉 (三年以上)	二十八圓	十六圓

追加手當

小校	三十圓	十八圓
中校	三十二圓	十九圓
監軍	三十五圓	二十圓

二、十六歳までの子供に對して士官は、追加手當を許される。尤も在任小隊は、二人の年長兒童の分丈を負擔すればよい。他の子供の事に就いては旅團長が本營に代つて支給の手配をする。(差當り日本て) その給與額は、

- (イ) 満五歳までの兒童一人に村き毎月二圓。
- (ロ) 満五歳より満十六歳までの兒童にして、未だ收入を得るに至らないもの一人につき毎月四圓。

三、永年勤續章を有する士官は、司令官の定むる所に依り、追加手當を受け資格がある。出来るなら小隊から之を支拂ふべきであるが、若し出来なければ、旅團長は、小隊がそれを支拂ひ得るに至るまで、その支給方に就いて、軍

永年勤續章の士官

附 録 (二)

國本營と談合するであらう。

若し、夫婦共に永年勤続の士官であるならば、内一人の追加手当のみが與へられる。

甲又乙
級の
小隊

四、甲又は乙級の小隊に在任する士官で、訪問の爲多くの時間を要し、家事の手傳人を要するものには、小隊資金の内から、特別手当を與へねばならぬ。

これは該士官がその小隊の指揮を取つて居る間限りのものであるから、普通の意味の手当ではなく、従つて之に恩給資金納金を附課すべきではなく、尙又退職手当を計算する時にも計算に入れぬのである。

出版物
賣上代

五、士官は出版物の賣上から、幾分かの割前を受けることを許されて居る。その詳細に就いては、折々士官に對し通牒がある筈である。

移住補
助

六、士官は又移住の場合、本營よりの通牒に基き、補助を受けることが出来る。

手当の
最低

七、凡ての階級を通じて、最低の手当は（第十一章第五節第五項（ニ）参照）

結婚士官は二十三圓、未婚男子及女子士官は十二圓である。

— 終 —

昭和三年三月七日印刷
昭和三年三月十日發行

定價金貳圓

送料
十六錢

著者兼
發行所

山室軍平

東京市京橋區南紺屋町十二番地實業ビル
救世軍假本營

印刷者

左手薰

東京市本郷區眞砂町三十六番地

印刷所

日東印刷株式會社

東京市本郷區眞砂町三十六番地

不許
複製

發行所

東京市京橋區南紺屋町十二番地實業ビルデング

救世軍出版部及供給部

振替東京四四〇〇番

發行所

東京市丸の内區千代田

東京市丸の内區千代田

不
清


不
清


東京市丸の内區千代田


東京市丸の内區千代田


東京市丸の内區千代田


東京市丸の内區千代田











533
87

